

2教健第217号
令和2年5月25日

各県立学校長 様

教 育 長

『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～について』を踏まえた対応について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別紙写しのとおり本マニュアルを参考に、感染症対策に努めていただくよう依頼がありました。

については、貴所属の関係職員へ周知願います。

なお、本マニュアルで示された地域の感染レベルについて、現時点において本県の感染レベルは“レベル1”と判断されることから、令和2年5月15日付け2教健第175号「学校における教育活動の再開について」に基づき、下記事項に留意願います。

ただし、今後の児童生徒及び教職員等の生活圏におけるまん延状況により、感染レベルの判断が変わる場合は、おって連絡いたします。

この内容については、県の保健福祉部と情報共有しておりますことを申し添えます。

記

1 感染リスクの高い学習活動等について

令和2年5月15日付け2教健第175号別紙「学校再開に当たっての教育活動のあり方に関する指針」で示したとおり、感染リスクの高い学習活動等（本マニュアル第3章にある活動含む）については、学校再開1か月後の開始を目途としており、改めて通知します。

2 部活動について

同指針では、学校再開2週間経過後の6月8日（月）から実施することとしています。しかし、練習試合等については、活動中止期間があったことを考慮し、感染防止対策を行った上、保護者や生徒本人の意向を十分に尊重し、6月13日（土）以降から実施可能とします。

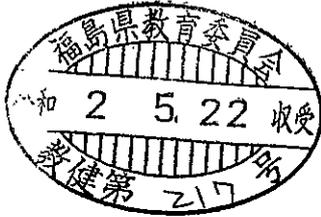
3 特別支援学校における対応について

- ・ 指導の際に接触が避けられないことから、身体の接触を多く伴う校外学習や自立活動等の感染リスクの高い教育活動については、指導計画や指導方法を見直し、感染拡大防止に努めること。
- ・ 医療的ケアを含む基礎疾患等を有する児童生徒については、主治医の見解を保護者に確認するとともに、指導医や学校医にも相談しながら、個別に登校を判断すること。

（問い合わせ先 高校教育課 主幹 箱崎 電話 024-521-7769）

（ 特別支援教育課 主幹 赤坂 電話 024-521-7779）

（ 健康教育課 主幹 佐藤 電話 024-521-7777）



事務連絡
令和2年5月22日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～について

学校における新型コロナウイルス感染症対策等については、令和2年3月24日に発出した「学校再開ガイドライン」や、「教育活動の再開等に関するQ&A」などにおいて、留意事項を示してきたところです。

また、令和2年5月1日に発出した「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」においては、学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会の提言を踏まえ、各設置者において可能な限り感染拡大のリスクを低減させながら教育活動を行うことに資するよう、分散登校などの学校運営上の工夫の在り方を示しました。

今後、学校の教育活動を再開していくにあたっては、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減することが必要です。このため、このたび文部科学省において、学校の衛生管理の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を作成しました。本マニュアルを参考に、各学校において感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

最後に、本マニュアルは、令和2年5月時点での最新の知見に基づき作成したものです。今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものであることを申し添えます。

また、本マニュアルについては、自治体の衛生主管部局にも共有いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地

方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局健康教育・食育課(内2918・2976)
- 身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内3704)
 - ・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課(内2533)
 - ・国立学校について 総合教育政策局教育人材政策課(内3498)
- 障害のある児童生徒等に関すること
初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)
- 教職員の勤務に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課(内2588)
 - ・私立学校について 高等教育局 私学部 私学行政課(内2533)
 - ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)
- 各教科の指導に関すること
 - ・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)
 - ・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)
 - ・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)(内3163)
- 部活動に関すること
スポーツ庁 政策課(内3777)
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)
- 学校給食に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)
- 学校図書館に関すること
総合教育政策局 地域学習推進課(内3717)
- 幼稚園における指導に関すること
初等中等教育局 幼児教育課(内2376)